

用 語 集

国民保護法

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）

国民保護法施行令

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）

安否情報省令

武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手續その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号）

第一追加議定書

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書 I）（平成16年条約第12号）

救援の程度及び基準

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準（平成25年内閣府告示229号）

火災・災害等即報要領

昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知

緊急対処事態対策本部

座間市緊急対処事態対策本部

内閣総理大臣から緊急対処事態対策本部の設置について指定を受けたときに、市長が設置するもの

市

座間市長及びその他の執行機関

市対策本部

座間市国民保護対策本部

市対策本部長

座間市国民保護対策本部長（座間市長）

緊急事態連絡室

事態認定前又は事態認定は行われているが、市に対して市対策本部を設置すべき市の指定がない場合において、的確かつ迅速に初動体制を確立するために設置するもの

県

神奈川県知事及びその他の執行機関

県対策本部

神奈川県国民保護対策本部

内閣総理大臣から国民保護対策本部の設置について指定を受けたときに、知事が設置するもの

県対策本部長

神奈川県国民保護対策本部長（神奈川県知事）

指定行政機関

武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令で定められた次の機関

内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、スポーツ庁、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、原子力規制委員会、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、防衛省及び防衛装備庁

指定地方行政機関

指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令で定めるもの

指定公共機関

独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令で定めるもの

指定地方公共機関

都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するもの

安否情報

避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否に関する情報

NBC

Nuclear（核）、Biological（生物）、Chemical（化学）の総称

危険物質等

引火若しくは爆発又は空気中への飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある物質（生物を含む。）で政令で定めるもの

基本指針

国民の保護に関する基本指針（平成17年3月25日、閣議決定）
（平成29年12月19日、一部変更）

国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針、国民保護計画等の作成の基準となる事項に加え、想定される武力攻撃事態の類型を「着上陸侵攻」「ゲリラや特殊部隊による攻撃」「弾道ミサイル攻撃」「航空攻撃」の4つに分類するとともに、これらの類型に応じた避難、救援、武力攻撃災害への対処などの措置について定めたもの

緊急通行車両

- ① 道路交通法第39条第1項の緊急自動車
- ② 住民の避難、緊急物資の運送その他の国民の保護のための措置を実施するため運転中の車両

緊急対処事態

武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国家として緊急に対処することが必要なもの

緊急対処保護措置

緊急対処事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第25条第3項第2号に掲げる措置（緊急対処事態対処方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施する被害の復旧に関する措置を含む。）

緊急通報

武力攻撃災害緊急通報

武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため知事が発令するもの

緊急物資

避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民の保護のための措置の実施に当たって必要な物資及び資材

市国民保護計画

国民保護法第35条に基づき市が作成する市の国民の保護に関する計画

県国民保護計画

国民保護法第34条に基づき県が作成する県の国民の保護に関する計画

国民保護措置

国民の保護のための措置

対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する武力攻撃事態

等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第22条第1号に掲げる措置（同号へに掲げる措置にあつては、対処基本方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施するものを含む。）

指定地方公共機関国民保護業務計画

国民保護法第36条に基づき指定地方公共機関が作成する国民の保護に関する業務計画

指定都市

地方自治法第252条の19第1項の指定都市 神奈川県においては、横浜市、川崎市及び相模原市

生活関連等施設

①国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの（発電所、駅、空港等）

②その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設（ダム、原子力事業所、大規模な危険物質等取扱所）として、国民保護法施行令第27条に規定する施設

ダーティボム

放射性物質を散布することにより、放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾

地域防災計画

災害対策基本法第42条の規定に基づき、地震災害対策、風水害等災害対策、特殊災害対策等について定めた計画

特定物資

救援の実施に必要な物資であつて生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの

避難住民等

避難住民及び武力攻撃災害による被災者

武力攻撃災害

武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

武力攻撃事態

武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態